

## 平成十八年法務省令第四十八号

## 更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則

更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第五十八条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第一百七十九号)第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十二条及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十三条及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに更生保護事業法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を実施するため、更生保護事業費補助金交付規則を次のようく定める。

(通則)

## 第一条 更生保護事業法(以下「法」という。)

第五十八条の規定に基づき國が更生保護法人に対して交付する更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金(以下「補助金」と総称する。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(補助の対象及び限度)

## 第二条 更生保護施設整備費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

## 一 法第二条第七項に規定する更生保護施設に係る次の整備事業

イ 土地、建物又は構築物の購入  
ロ 土地の整備、建物若しくは構築物の新築、増築、改築、模様替え若しくは補修又は建物附属設備の新設若しくは補修(模様替え及び補修については軽微なものを除く。)

## 二 前号に掲げる事業を助成する事業

2 前項第一号に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とする。

## 3 第一項第二号に掲げる事業に係る補助金の額は、助成の対象となる事業に必要な経費の三分の二に相当する額又は当該助成に充てられる額のいずれか少ない額(助成の対象となる事業が複数ある場合においては、それぞれの事業について、同様の方法により算出した額の合計額)を限度とする。

**第二条の二** 更生保護事業費補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(更生保護事業費補助金交付規則)

2

(申請の手続)

3

(申請の取下げ)

4

(決定の通知)

5

(契約の方式)

6

(申請の取下げ)

7

(申請の取下げ)

8

(申請の取下げ)

9

(申請の取下げ)

10

(申請の取下げ)

11

(申請の取下げ)

12

(申請の取下げ)

13

(申請の取下げ)

14

(申請の取下げ)

15

(申請の取下げ)

16

(申請の取下げ)

17

(申請の取下げ)

18

(申請の取下げ)

19

(申請の取下げ)

20

(申請の取下げ)

21

(申請の取下げ)

22

(申請の取下げ)

23

(申請の取下げ)

24

(申請の取下げ)

25

(申請の取下げ)

26

(申請の取下げ)

27

(申請の取下げ)

28

(申請の取下げ)

29

(申請の取下げ)

30

(申請の取下げ)

31

(申請の取下げ)

32

(申請の取下げ)

33

(申請の取下げ)

34

(申請の取下げ)

35

(申請の取下げ)

36

(申請の取下げ)

37

(申請の取下げ)

38

(申請の取下げ)

39

(申請の取下げ)

40

(申請の取下げ)

41

(申請の取下げ)

42

(申請の取下げ)

43

(申請の取下げ)

44

(申請の取下げ)

45

(申請の取下げ)

46

(申請の取下げ)

47

(申請の取下げ)

48

(申請の取下げ)

49

(申請の取下げ)

50

(申請の取下げ)

51

(申請の取下げ)

52

(申請の取下げ)

53

(申請の取下げ)

54

(申請の取下げ)

55

(申請の取下げ)

56

(申請の取下げ)

57

(申請の取下げ)

58

(申請の取下げ)

59

(申請の取下げ)

60

(申請の取下げ)

61

(申請の取下げ)

62

(申請の取下げ)

63

(申請の取下げ)

64

(申請の取下げ)

65

(申請の取下げ)

66

(申請の取下げ)

67

(申請の取下げ)

68

(申請の取下げ)

69

(申請の取下げ)

70

(申請の取下げ)

71

(申請の取下げ)

72

(申請の取下げ)

73

(申請の取下げ)

74

(申請の取下げ)

75

(申請の取下げ)

76

(申請の取下げ)

77

(申請の取下げ)

78

(申請の取下げ)

79

(申請の取下げ)

80

(申請の取下げ)

81

(申請の取下げ)

82

(申請の取下げ)

83

(申請の取下げ)

84

(申請の取下げ)

85

(申請の取下げ)

86

(申請の取下げ)

87

(申請の取下げ)

88

(申請の取下げ)

89

(申請の取下げ)

90

(申請の取下げ)

91

(申請の取下げ)

92

(申請の取下げ)

93

(申請の取下げ)

94

(申請の取下げ)

95

(申請の取下げ)

96

(申請の取下げ)

97

(申請の取下げ)

98

(申請の取下げ)

99

(申請の取下げ)

100

(申請の取下げ)

101

(申請の取下げ)

102

(申請の取下げ)

103

(申請の取下げ)

104

(申請の取下げ)

105

(申請の取下げ)

106

(申請の取下げ)

107

(申請の取下げ)

108

(申請の取下げ)

109

(申請の取下げ)

110

(申請の取下げ)

111

(申請の取下げ)

112

(申請の取下げ)

113

(申請の取下げ)

114

(申請の取下げ)

115

(申請の取下げ)

116

(申請の取下げ)

117

(申請の取下げ)

118

(申請の取下げ)

119

(申請の取下げ)

120

(申請の取下げ)

121

(申請の取下げ)

122

(申請の取下げ)

123

(申請の取下げ)

124

(申請の取下げ)

125

(申請の取下げ)

126

(申請の取下げ)

127

(申請の取下げ)

128

(申請の取下げ)

129

(申請の取下げ)

130

(申請の取下げ)

131

(申請の取下げ)

132

(申請の取下げ)

133

(申請の取下げ)

134

(申請の取下げ)

135

(申請の取下げ)

136

(申請の取下げ)

137

(申請の取下げ)

138

(申請の取下げ)

139

(申請の取下げ)

140

(申請の取下げ)

141

(申請の取下げ)

142

(申請の取下げ)

143

(申請の取下げ)

144

(申請の取下げ)

145

(申請の取下げ)

146

(申請の取下げ)

147

(申請の取下げ)

148

(申請の取下げ)

149

(申請の取下げ)

150

(申請の取下げ)

151

(申請の取下げ)

152

(申請の取下げ)

153

(申請の取下げ)

154

(申請の取下げ)

155

(申請の取下げ)

156

(申請の取下げ)

157

(申請の取下げ)

158

(申請の取下げ)

15

譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産についての法第47条第一項の規定による認可若しくは当該財産の処分につき定款の変更を要する場合は、この限りでない。

2 法務大臣は、更生保護法人が補助事業（第二条第一項第一号の補助事業に限る。）により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより收入を得たときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。（補助金の経理）

**第十六条** 更生保護法人は、補助事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならぬ。

2 更生保護法人は、前項の帳簿及び補助事業についての支出の事実を証する書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後五年間保存しなければならない。（間接補助金交付の際付すべき条件）

**第十七条** 第二条第一項第二号又は第二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う更生保護法人は、当該事業の実施に際し、第五条から第十三条までの規定並びに第十五条及び第十六条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(更生保護施設整備費補助金交付規則の廃止)
- 2 更生保護施設整備費補助金交付規則（平成八年法務省令第二十六号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この省令の施行前に更生保護施設整備費補助金交付規則の規定によつてした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この省令の相当規定によつてした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

**附 則** (平成二六年四月一〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年一一月一〇日法務省令第四二号)

この省令は、施行期日

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号

に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

**（経過措置）**

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の更生保護事業費補助金交付規則に規定する一時保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護事業費補助金交付規則に規定する通所・訪問型保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

**附 則** (令和六年四月一日法務省令第二七号)

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

この省令の施行前に更生保護事業費補助金交付規則の規定によつてした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則の相当規定によつてした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。